

未成年者のGV参加に係る規則

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン（HFHJ）は、HFHJが実施する海外建築ボランティアプログラム（GV：Global Village program）への未成年者の参加について以下の通り定めます。

- ・未成年者とは、20歳未満の青少年を指します。該当年齢に達しているかどうかは、活動開始日（出発日）ではなく、GV申込時を基準とします。
- ・GVの建築活動に参加できる年齢は15歳以上です（15歳のみ作業内容に制限あり）。年齢制限については、活動を行う国（受入国）のハビタットがより高い年齢を参加要件として規定している場合、または当該規定が明確に存在しない場合等も受入国の法令（児童労働に関する法律等）がより高い年齢を定めている場合は、それらの規定が優先して適用されます。
- ・未成年者は、その親権者、後見人、または学校関係者等の引率者が同行することが参加の必須要件です。引率者は、5名の未成年者につき少なくとも1名が必要です。受入国のハビタットによりそれ以上の人数が必要とされている場合は、その規定が優先されます。
- ・引率者の人数が規定の要件に達しない場合、そのGVチームが所属する組織（学校等）およびチームリーダーは、引率者の人数が必要と定められている人数より少ないことに関するすべての危険を引き受けるとともに、未成年者の親権者または後見人がそれらの危険を理解していることを文書により明示的に保証する必要があります。
- ・すべての未成年参加者について、チームリーダーおよび引率者は、未成年参加者の親権者または後見人の署名がある「権利放棄・免責合意書」および「保護者承諾書」をHFHJに提出すると共に、その写しをプログラム期間中チームリーダーが常に携帯する必要があります。
- ・未成年者は、自身の力に比して極端に重いものを持ち上げる作業、屋根の上での作業や2メートル以上の高所における作業など、危険な作業に従事してはなりません。
- ・その他、未成年者の参加の際に必要な条件や可能な作業等は、下表の通りとします。

年齢	引率者	作業可能な範囲	必要な書類
15歳	●親権者・後見人または学校関係者等の引率が必要。	受入国スタッフの指示に従い、年齢に応じた作業にのみ参加可能（例：地面をならす作業、塗装作業、別途スタッフが許可する軽微な大作業等）。自身の力に比して極度に重いものを持ち上げる作業や重機が入るような現場での作業は不可。	●チームが属する組織（学校等）とHFHJとの間の覚書 ●親権者または後見人による「権利放棄・免責合意書」および「保護者承諾書」への署名
16～19歳	●未成年者5名につき最低1名の引率者が必要。	建築作業に参加可能。ただし、以下の作業は不可。 ・屋根の上の作業 ・2メートル以上の高所における作業 ・電動工具の使用 ・解体作業 ・掘削作業 ・重量物の運搬	
20歳以上	不要	建築作業に参加可能。	「権利放棄・免責合意書」への本人の署名

以上